

「大分県佐賀関被災者生活再建支援本部」の設置について

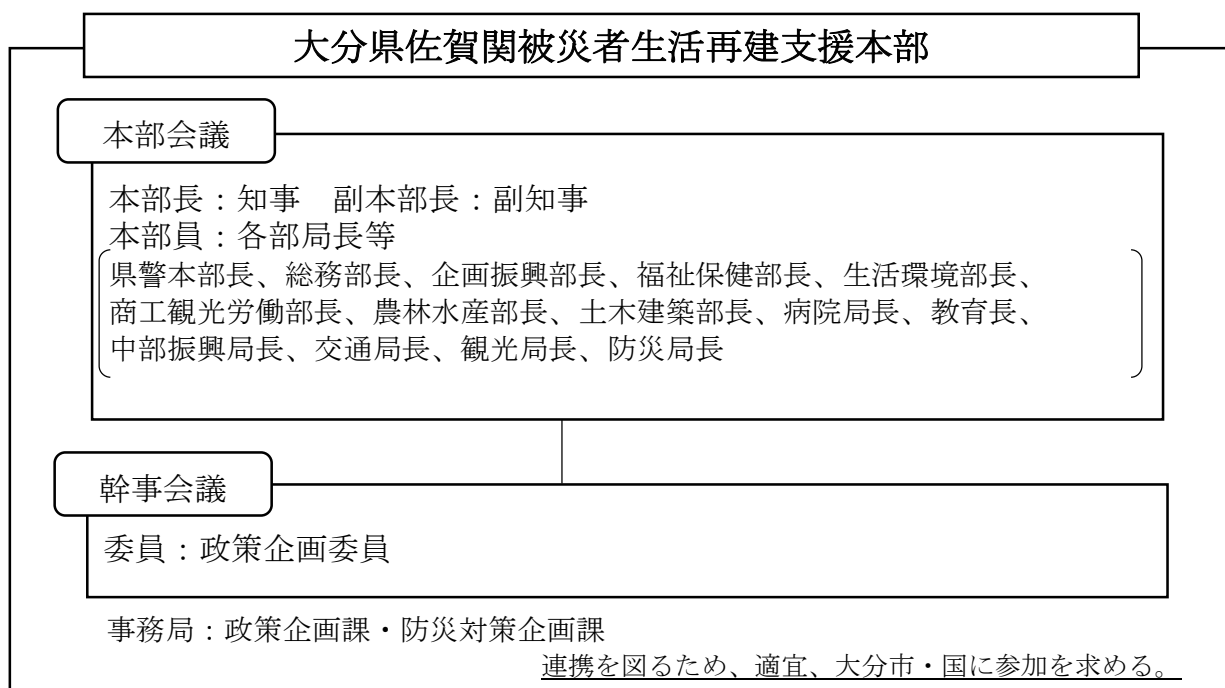
1 設置の趣旨

被災者された方々が一日でも早く日常生活を取り戻せるよう、大分市や国、関係機関との協調のもと、被災者の生活再建と被災地の復旧・復興に取り組むため、「大分県佐賀関被災者生活再建支援本部」を設置する。

2 設置時期

令和7年11月28日(金)

3 組織体制



4 主な検討内容

(1) 生活の再建

- 避難所の生活環境の改善に関すること
- 新たな住まいの確保と地域コミュニティの維持に関すること
- 切れ目のない被災者支援に関すること

(2) 復旧・復興

- 迅速な災害復旧に関すること
- 復興まちづくりの検討に関すること
- 生業の支援に関すること
- 観光振興に関すること

5 今後の進め方

(1) 本部会議

原則、2週間に1回程度開催（※必要に応じて臨時で開催）

(2) 幹事会議

原則、毎週開催